

委第1号議案

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月19日

提出者 議会運営委員長 塩田 尚

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第87条中「及び議員の携帯電話」を「並びに議員の携帯電話及びパーソナルコンピュータ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

議場での議員のパソコン使用を可能とするため、この規則の改正を行うものである。

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第86条 (略) (情報通信端末機の持込み等)	第1条—第86条 (略) (情報通信端末機の持込み等)
第87条 議員は、情報通信端末機（議会が貸与するタブレット端末 <u>並びに議員の携帯電話及びパーソナルコンピュータ</u> に限る。）を、迅速かつ正確な情報の収集及び確認のため、議場内に持ち込み、会議に活用することができる。	第87条 議員は、情報通信端末機（議会が貸与するタブレット端末 <u>及び議員の携帯電話</u> に限る。）を、迅速かつ正確な情報の収集及び確認のため、議場内に持ち込み、会議に活用することができる。
第88条 (以下略)	第88条 (以下略)